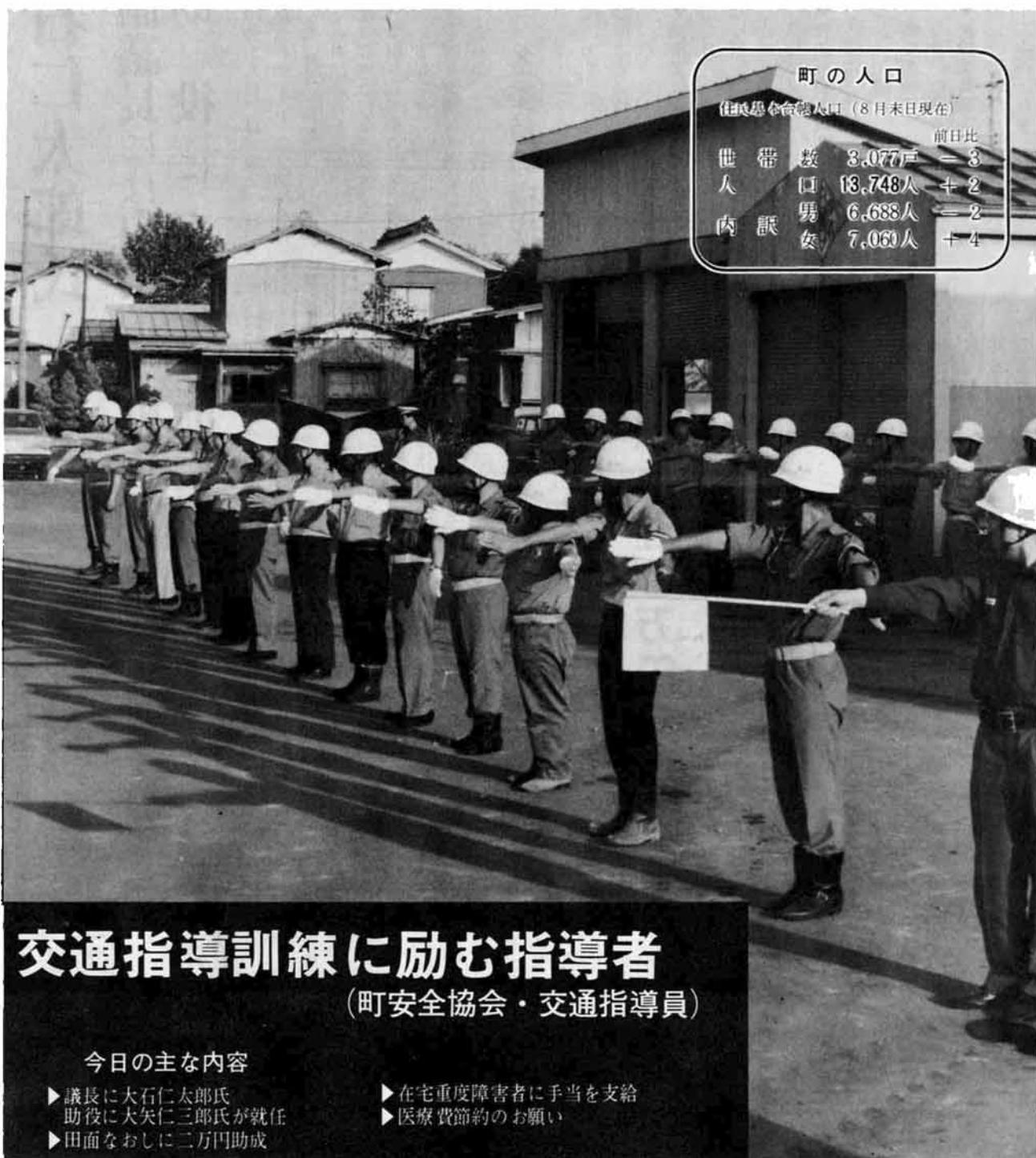




広報 こじ 10月 (No.127)

■ 発行 / 越路町役場 (新潟県三島郡越路町) TEL (02589) 2-3111 ■ 印刷 / 大川印刷株式会社



交通指導訓練に励む指導者 (町安全協会・交通指導員)

今日の主な内容

- ▶議長に大石仁太郎氏
- 助役に大矢仁三郎氏が就任
- ▶田面なおしに三万円助成

- ▶在宅重度障害者に手当を支給
- ▶医療費節約のお願い

お し 5 せ

| | | | |
|------|--|------|--|
| 1 水 | | 17 金 | |
| 2 木 | | 18 土 | |
| 3 金 | | 19 日 | |
| 4 土 | | 20 月 | 三才児検診 (2.00~3.30塚野山区) |
| 5 日 | | 21 火 | ジフテリヤ (2.00~3.00岩塚小) 行政相談 (9.00~4.00役場) 心配ごと相談 (1.00~4.00役場) |
| 6 月 | | 22 水 | 月例農業委員会 |
| 7 木 | 心配ごと相談 (1.00~4.00役場) | 23 木 | |
| 8 金 | 生ワク (2.00~3.00役場) | 24 金 | ジフテリヤ (2.00~3.00塚山小) |
| 9 土 | 生ワク (1.30~2.30岩塚小) 生ワク (3.00~3.30塚山中) | 25 日 | |
| 10 日 | | 26 月 | |
| 11 土 | 農地法各条許可申請〆切日 | 27 火 | 心配ごと相談 (1.00~4.00役場) |
| 12 月 | | 28 水 | |
| 13 安 | 三才児検診 (2.00~3.00役場) | 29 木 | |
| 14 火 | 三才児検診 (2.00~3.00岩田区) 心配ごと相談 (1.00~4.00役場) 行政相談 (1.00~4.00役場) | 30 金 | |
| 15 水 | ジフテリヤ (2.00~3.00役場) 錦鯉品評会 (岩塚小) 高令者職業相談 (1.30~4.00役場) | 31 金 | |
| 16 木 | | | 3才児検診—S.47:4.2~47.9.30生 生ワク—S.49.7.1~50.6.30生 ジフテリヤ—51年小学入学予定者 |

読者の作るページ
広報原稿募集

みなさんのご意見、ご希望、写真等なんでも結構です。明るく活気ある町造りを。町民と共に考えてゆきたいと思います。
どしどしご応募ください。お寄せいただいた記事等については、広報に登載させていただきます。

市町村立 岩塚小学校で
第四回越路町錦鯉品評会が岩塚
小学校で十月十五日に行われます。
一般者の観覧を当日十二時から
二時まで行いますので、ぜひこの
機会に泳ぐ宝石をごらんください。
なお、当日は即売会も計画され
ております。

受験資格
市町村立の小、中学校に勤務す
る事務職員を次により
募集します。受験受付期間
昭和二十七年一月から昭和三十
年四月一日までに生まれた者
勤務地及び採用予定人員
長岡・柏崎近辺 二十五人

一次試験
昭和五十年十一月九日

受験手続
申込用紙の請求は
新潟市一番堀通り県庁分館へ
新潟県人事委員会事務局へ切
手を貼ったあて先明記の返信用

今月の納税
町民税 3期
国保料 4期
納期日 10月27日

封筒を同封して請求する。
昭和五十年十月二十日まで。
県人事委員会

錦鯉品評会

市町村立の小、中学校に勤務す
る事務職員を次により
募集します。受験受付期間
昭和二十七年一月から昭和三十
年四月一日までに生まれた者
勤務地及び採用予定人員
長岡・柏崎近辺 二十五人

受験受付期間
昭和五十年十月二十日まで。
県人事委員会

議長に大石仁太郎氏

副議長には内山徳三郎氏 助役に大矢仁三郎氏

町議会議員改選後初の定例町議会が九月一日に招集され、会期を三十日までと決め、正副議長の選挙と、議会関係各種委員選任等の議案が審議されました。議長には大石仁太郎氏、副議長には内山徳三郎氏がそれぞれ選出されました。

またこの議会に、四月より空席になっていた助役選任の同意を求める件について九月十八日上程され、その結果総務課長の大矢仁三郎氏が助役に選任されました。

副議長には内山徳三郎氏がそれぞれ選出されました。

またこの議会に、四月より空席になっていた助役選任の同意を求める件について九月十八日上程され、その結果総務課長の大矢仁三郎氏が助役に選任されました。



助役



副議長



議長

この議会で決った各委員会の構成は次のとおりです。
○印は委員長 ○印は副委員長 (敬称略)

改選後初の定例町議会は、初日に無記名投票により議長、副議長が選ばれ、ついで各委員会の構成

▼総務文教委員会 (7人)
○白井 忍 上田 武治
○佐藤六三郎 長谷川敏雄
○長東 健三 内山文一郎
高橋 文英
西脇栄治郎
今井 仁蔵 今井 恒樹
○白井勘次郎 平石 英一
○田中四正八 永井 孝次郎
内山徳三郎

改選後初の定例町議会は、初日に無記名投票により議長、副議長が選ばれ、ついで各委員会の構成

一般会計補正予算は、社会経済における不況がわざわい、町財政も伸び悩み財源確保に苦慮しながら時代に即した町づくりを進めるため、最少の経費で最大の効果をあげるべく歳入、歳出にそれぞれ一億五百万円を追加しました。

主な補正、条例改正等をお知らせします。

○ 総合福祉センター建設は、十月着工を目指していま

す。オーブンは、五十一年秋の完成をめざし、レクリエーション室、会議室、料理実習室、老人いこいの間、浴室、こども遊び室、母子相談室、図書室など

が作られます。

九月補正額 七千二百万円

建設費 一億七千万円

鉄筋コンクリート造二階建延面積 一二、〇〇〇〇平方メ

〇 道路橋梁費に三千三百万円

〇 公共土木災害復旧に

三 関正義氏は九月議会において、議

会の同意を得て、十月一日付で教

育委員に再任されました。

四 施行期日 昭和五十年十月十日から

五 五号以上のガスマーターを設

置している使用者について、そ

の月の使用量が次の表の最低責

任使用量以下の場合は、最低責

任使用量に応じた料金を徴収し

ます。(別表一)

六 施行期日 昭和五十年十月十日から

七 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧費を含む)は、町が負担いたします。

(ただし既設管の位置替えの場

合は、使用者の負担とします)

八 検針日の翌日から五十日以内に料金の支払いがなく、督促してもなお支払いのない場合は、ガスの供給を停止することがあります。

九 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

十 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

十一 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

十二 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

十三 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

十四 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

十五 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

十六 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

十七 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

十八 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

十九 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

二十 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

二十一 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

二十二 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

二十三 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

二十四 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

二十五 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

二十六 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

二十七 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

二十八 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

二十九 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

三十 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

三十一 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

三十二 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

三十三 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

三十四 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

三十五 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

三十六 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

三十七 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

三十八 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

三十九 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

四十 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

四十一 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

四十二 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

四十三 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

四十四 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

四十五 新規に申込みによる工事の供

給管に要する工事費(道路復旧

費を含む)は、町が負担いたします。

四十六 新規に申込みによる工事の供

70才以上を招待した

敬老会



▲座ってばかりでは……と、両手をあげて大きなアクビをする。



▲孫を乗せたうば車は今ではつえがわりに

九月十四日は越路町の敬老の日であった。七十才以上の老人、千百二人を越路小学校に招待する町敬老会は今年で四回目となり、八百二十六名の老人が一同に会す。喜びあう老人たちが会場いっぱいになりました。七十五才以上の方々に贈られた祝菓「千歳」は四百七十二名、九百金婚を迎えた夫婦十四組には慶祝の色紙が贈られました。式典のあと、小中学生の踊りや鼓笛演奏、婦人会、青年会による踊りなどたくさんの演芸が行われ一日を楽しくすごしていただきました。

十月から

在宅重度障害者に

福祉手当を支給



護を要する精神障害者
④日常生活において常時介助又は介護を要する精神及び身体の障害をあわせもつ者

手続きは早めに

昭和五十年十月から在宅の重度障害者のかたがたに福祉手当が支給されることになりました。該当されると思われる人は十月三十一日まで手続をすませて下さい。福祉手当制度は次のとおりです。

1. 支給要件

- ①精神及び身体に重度の障害を有し、日常生活に常時介護を要すること。
- ②在宅の障害者で廃疾を事由とする他の制度による給付を受けない者（障害福祉年金、特別児童扶養手当は併給できる。）
- ③日常生活に常時介護を要する程度の身体障害者（身体障害者手帳一級及び二級の一部を含む）
- ④長期にわたる安静を必要とする症状の療養者
- ⑤日常生活において常時監・介

お祝い電報は予約で 電話115番 —お申込は早めに—

結婚シーズンの大安、日曜日は電報がごみあいをなす。ご利用希望の日時におとどけする「配達日時指定」を用ください10日前から受付けています。
長岡電報電話局

| 4. 支給月 | 月額 | 一人 | 四〇〇〇円 |
|----------|----------------|----------------|-------|
| 1月、5月、9月 | なお、詳細については役場町民 | 課福祉係におたずねください。 | |
| 3. 手当額 | 4. 支給月 | 1月額 | |

都市計画法の一 部改正

○早期発見、早期治療

病気は早いうちに発見し、早く治療するのが理想的です。

治療するのに悪いところがないと、からだに悪くないところがないと、とにかく健康に無関心ですしがちです。病気はひそかに進行している場合が少なくありません。それを早く発見するのが健康診断です。健康診断を行う機会があつたら面倒がらず積極的にうけるようにしましょう。

○治療よりも予防を

病気になつて治療をうけるより病気にならない予防につとめましょう。

夜ふかしをやめ、睡眠と休養を十分とつて、過労をさける。平素の心がけが大切です。

○「くすり好きの国民性」を改め

はおよそ半分です。お医者さんに對して「〇〇の薬を下さい」とか「注射をして下さい」ということはやめましょう。薬や注射はお医者さんが病人を見て病気にあつた治療をします。薬や注射だけが病気をおのすではありません。病気をおのすのではありません。病人のふだんの生活も大切です。

○お医者さんには正しくかかるう

治療の効果を大きくするには、患者とお医者さんとの人間関係です。このお医者さんときめたら、そこに全幅の信頼をおくことです。

つまり、かかりつけのお医者さんをきめ、あつこつちへ浮気をしないことです。浮気は、治療を

ぶり出してもどし、それだけよけなければなりません。それはわざなったの負担の増大になるわけです。今まで決して安くない保険料をこれ以上値上げしないため

赤い羽根

に協力を

赤い羽根で親しまれている共同募金運動が十月一日から始まりました。

この運動によって集められたお金はお氣の毒な人々を援助し施設をよくし、また地域住民の福祉活動を増進するものに使われるものです。町においてもこの趣旨に基づき部落区長さんを通じてお願いしますのでご協力ください。



医療費節約のお願い

医療費は毎年、放つておいても十パーセント前後ふえてゆきます。

これを自然増と呼び、社会的要素が多分に含まれています。

昭和四十七年から、おとしよりの医療費になりました。そのためお医者さんにかかる人がふえました。おとしよりは、むづかしい病気をいろいろかかえているお医者さんいる病院や医院へ出かけでみてもらいましょう。

○治癒よりも予防を

病気になつて治療をうけるより病気にならない予防につとめましょう。

夜ふかしをやめ、睡眠と休養を十分とつて、過労をさける。平素の心がけが大切です。

○「くすり好きの国民性」を改め

が予想されます。そこで、国保財政の危機をのり切るため、ぜひみなさまに医療費の節約をお願いしなければなりません。

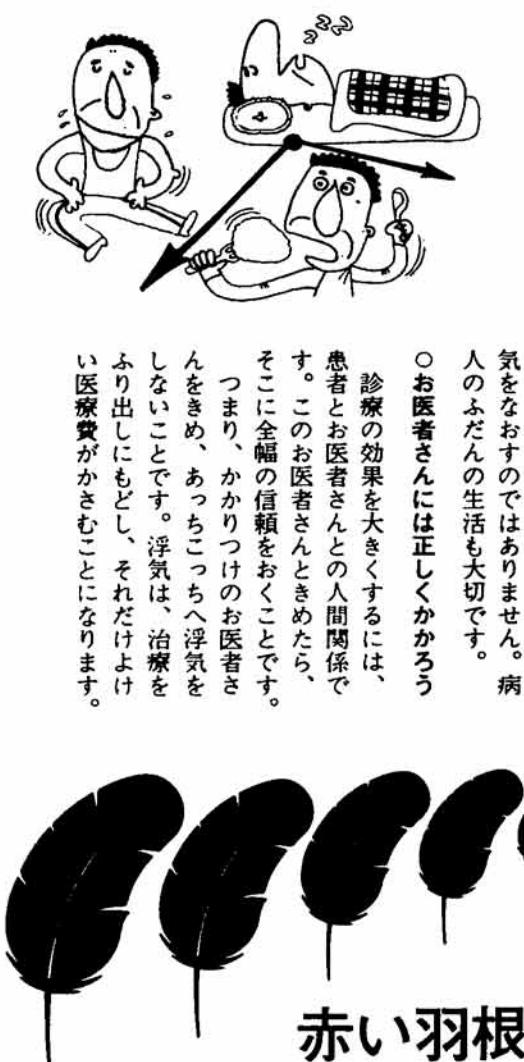
お医者さんにかかると、そのと

き診療費を窓口に支払いますが、その額は三割分で、あと七割は国保で支払っています。

医療費がふえ続けると、どうな

るか、結局、国保が支払う金額がふえるため国民健康保険料を引上

げなければなりません。それはわざなったの負担の増大になるわけです。今まで決して安くない保険料をこれ以上値上げしないため



市街化区域と市街化調整区域の決定により、市街化調整区域で開発行為（主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の造成）を行なう場合、農家住宅か畜舎などの農業用施設、又は公用施設以外はいろいろな規制がありますが、このたび開発許可制度が一部改正になり次の事項が追加緩和になりました。

(一) 市街化区域に接するおむね五十戸以上の調整区域の部落で昭和四十五年の線引の際、すでに地目が宅地の土地は、県知事に宅地確認をすればその土地に建築することができます。この運動によって集められたお金はお氣の毒な人々を援助し施設をよくし、また地域住民の福祉活動を増進するものに使われるものです。町においてもこの趣旨に基づき部落区長さんを通じてお願いしますのでご協力ください。

(二) 市街化区域一千平方メートル以上並びに調整区域を開発する場合は、(1)コンクリートブロックなど一時的に設置するもの。
(2)野球場、庭球場など土地の形を変えるものも「開発行為」の範囲に入ることになりました。
(3)市街化区域、調整区域を問わずに、一ヘクタール以上を開発する場合は、樹木の保存、表土の保全が義務づけられ、また騒音などの環境悪化を防止するため緑地帯など緩衝地帯を配置しなければならなくなりました。

この運動によって集められたお金はお氣の毒な人々を援助し施設をよくし、また地域住民の福祉活動を増進するものに使われるものです。町においてもこの趣旨に基づき部落区長さんを通じてお願いしますのでご協力ください。

教委の窓

(社教コーナー)

女子バスケットボール 全国大会へ進出

青年県外研修終る

自然をふたたびわれらの手に、
スポーツをする人の手にを合

いことばに二十一世紀のスボ

ソとしてスエーデンで始まり世界

各国に広まつた、オリエンテーリ

ングも越路町で大会を開催してか

ら今年で三年目を迎えます。

過去二年間は、一般成人の方々

あるいは、家族単位の参加があり

ませんでした。このスポーツは、

自然を舞台に地図と磁石を用い、

あらかじめ設定されたポストをで

きるだけ短時間に探しめてゴー

ルする競技で、地図の読み方、磁

石の使い方を知っている人で歩け

る人ならば誰でも参加できるスボ

ーツですから家族ぐるみあるいは

友達同志で参加するには最適の

スポーツといえます。

今年度は次により行いますので

多数の参加をお待ちしています。

○期日 十月十九日(日)午前九時

○集合場所 越路中学校

○持参するもの 赤のエンビツ又

はボールペン、昼食

○服装 ハイキングができる軽装

○申し込み方法 四し五人のパー

ティーを組み、パーテー単位

で住所、氏名、年令、性別を記

入のうえ申込みしてください。

○申し込み場所 町教育委員会

○申し込み締切 十月九日まで



内より合計四十六名の派遣男四名、女三名)が派遣され、三・古郡一ダーシップを養うことを

目的に七名(

男四名、女三名)が派遣され、三・古郡一ダーシップを養うことを

| 秋の公民館事業 | |
|--------------------------------------|------------------|
| 秋の公民館事業を次のとおり行ないます。 | |
| 十月二十六日 町民謡曲大会 | 町民将棋大会 |
| 十一月三日 町民駅伝大会、町美術展、菊花展 | 決勝戦 越路町61—36小千谷市 |
| 十一月九日 町民囲碁大会 | 二回戦 岩船郡22—20三島郡 |
| 秋の公民館事業を次のとおり行ないます。多数参加ください。(一チーム九名) | |
| 十月十九日 オリエンテーリング大会 | ○女子バスケットボール |
| 秋の公民館事業を次のとおり行ないます。多数参加ください。(一チーム九名) | |
| 十月二十六日 町民謡曲大会 | ○女子バスケットボール |
| 十一月三日 町民駅伝大会、町美術展、菊花展 | 二回戦 越路町55—26新津市 |
| 十一月九日 町民囲碁大会 | 二回戦 岩船郡22—20三島郡 |
| 秋の公民館事業を次のとおり行ないます。多数参加ください。(一チーム九名) | |
| 十月二十六日 町民謡曲大会 | ○女子バスケットボール |
| 十一月三日 町民駅伝大会、町美術展、菊花展 | 二回戦 越路町55—26新津市 |
| 十一月九日 町民囲碁大会 | 二回戦 岩船郡22—20三島郡 |
| 秋の公民館事業を次のとおり行ないます。多数参加ください。(一チーム九名) | |
| 十月二十六日 町民謡曲大会 | ○女子バスケットボール |
| 十一月三日 町民駅伝大会、町美術展、菊花展 | 二回戦 越路町55—26新津市 |
| 十一月九日 町民囲碁大会 | 二回戦 岩船郡22—20三島郡 |
| 秋の公民館事業を次のとおり行ないます。多数参加ください。(一チーム九名) | |
| 十月二十六日 町民謡曲大会 | ○女子バスケットボール |
| 十一月三日 町民駅伝大会、町美術展、菊花展 | 二回戦 越路町55—26新津市 |
| 十一月九日 町民囲碁大会 | 二回戦 岩船郡22—20三島郡 |
| 秋の公民館事業を次のとおり行ないます。多数参加ください。(一チーム九名) | |
| 十月二十六日 町民謡曲大会 | ○女子バスケットボール |
| 十一月三日 町民駅伝大会、町美術展、菊花展 | 二回戦 越路町55—26新津市 |
| 十一月九日 町民囲碁大会 | 二回戦 岩船郡22—20三島郡 |
| 秋の公民館事業を次のとおり行ないます。多数参加ください。(一チーム九名) | |
| 十月二十六日 町民謡曲大会 | ○女子バスケットボール |
| 十一月三日 町民駅伝大会、町美術展、菊花展 | 二回戦 越路町55—26新津市 |
| 十一月九日 町民囲碁大会 | 二回戦 岩船郡22—20三島郡 |
| 秋の公民館事業を次のとおり行ないます。多数参加ください。(一チーム九名) | |
| 十月二十六日 町民謡曲大会 | ○女子バスケットボール |
| 十一月三日 町民駅伝大会、町美術展、菊花展 | 二回戦 越路町55—26新津市 |
| 十一月九日 町民囲碁大会 | 二回戦 岩船郡22—20三島郡 |
| 秋の公民館事業を次のとおり行ないます。多数参加ください。(一チーム九名) | |
| 十月二十六日 町民謡曲大会 | ○女子バスケットボール |
| 十一月三日 町民駅伝大会、町美術展、菊花展 | 二回戦 越路町55—26新津市 |
| 十一月九日 町民囲碁大会 | 二回戦 岩船郡22—20三島郡 |
| 秋の公民館事業を次のとおり行ないます。多数参加ください。(一チーム九名) | |
| 十月二十六日 町民謡曲大会 | ○女子バスケットボール |
| 十一月三日 町民駅伝大会、町美術展、菊花展 | 二回戦 越路町55—26新津市 |
| 十一月九日 町民囲碁大会 | 二回戦 岩船郡22—20三島郡 |
| 秋の公民館事業を次のとおり行ないます。多数参加ください。(一チーム九名) | |
| 十月二十六日 町民謡曲大会 | ○女子バスケットボール |
| 十一月三日 町民駅伝大会、町美術展、菊花展 | 二回戦 越路町55—26新津市 |
| 十一月九日 町民囲碁大会 | 二回戦 岩船郡22—20三島郡 |
| 秋の公民館事業を次のとおり行ないます。多数参加ください。(一チーム九名) | |
| 十月二十六日 町民謡曲大会 | ○女子バスケットボール |
| 十一月三日 町民駅伝大会、町美術展、菊花展 | 二回戦 越路町55—26新津市 |
| 十一月九日 町民囲碁大会 | 二回戦 岩船郡22—20三島郡 |
| 秋の公民館事業を次のとおり行ないます。多数参加ください。(一チーム九名) | |
| 十月二十六日 町民謡曲大会 | ○女子バスケットボール |
| 十一月三日 町民駅伝大会、町美術展、菊花展 | 二回戦 越路町55—26新津市 |
| 十一月九日 町民囲碁大会 | 二回戦 岩船郡22—20三島郡 |
| 秋の公民館事業を次のとおり行ないます。多数参加ください。(一チーム九名) | |
| 十月二十六日 町民謡曲大会 | ○女子バスケットボール |
| 十一月三日 町民駅伝大会、町美術展、菊花展 | 二回戦 越路町55—26新津市 |
| 十一月九日 町民囲碁大会 | 二回戦 岩船郡22—20三島郡 |
| 秋の公民館事業を次のとおり行ないます。多数参加ください。(一チーム九名) | |
| 十月二十六日 町民謡曲大会 | ○女子バスケットボール |
| 十一月三日 町民駅伝大会、町美術展、菊花展 | 二回戦 越路町55—26新津市 |
| 十一月九日 町民囲碁大会 | 二回戦 岩船郡22—20三島郡 |
| 秋の公民館事業を次のとおり行ないます。多数参加ください。(一チーム九名) | |
| 十月二十六日 町民謡曲大会 | ○女子バスケットボール |
| 十一月三日 町民駅伝大会、町美術展、菊花展 | 二回戦 越路町55—26新津市 |
| 十一月九日 町民囲碁大会 | 二回戦 岩船郡22—20三島郡 |
| 秋の公民館事業を次のとおり行ないます。多数参加ください。(一チーム九名) | |
| 十月二十六日 町民謡曲大会 | ○女子バスケットボール |
| 十一月三日 町民駅伝大会、町美術展、菊花展 | 二回戦 越路町55—26新津市 |
| 十一月九日 町民囲碁大会 | 二回戦 岩船郡22—20三島郡 |
| 秋の公民館事業を次のとおり行ないます。多数参加ください。(一チーム九名) | |
| 十月二十六日 町民謡曲大会 | ○女子バスケットボール |
| 十一月三日 町民駅伝大会、町美術展、菊花展 | 二回戦 越路町55—26新津市 |
| 十一月九日 町民囲碁大会 | 二回戦 岩船郡22—20三島郡 |
| 秋の公民館事業を次のとおり行ないます。多数参加ください。(一チーム九名) | |
| 十月二十六日 町民謡曲大会 | ○女子バスケットボール |
| 十一月三日 町民駅伝大会、町美術展、菊花展 | 二回戦 越路町55—26新津市 |
| 十一月九日 町民囲碁大会 | 二回戦 岩船郡22—20三島郡 |
| 秋の公民館事業を次のとおり行ないます。多数参加ください。(一チーム九名) | |
| 十月二十六日 町民謡曲大会 | ○女子バスケットボール |
| 十一月三日 町民駅伝大会、町美術展、菊花展 | 二回戦 越路町55—26新津市 |
| 十一月九日 町民囲碁大会 | 二回戦 岩船郡22—20三島郡 |
| 秋の公民館事業を次のとおり行ないます。多数参加ください。(一チーム九名) | |
| 十月二十六日 町民謡曲大会 | ○女子バスケットボール |
| 十一月三日 町民駅伝大会、町美術展、菊花展 | 二回戦 越路町55—26新津市 |
| 十一月九日 町民囲碁大会 | 二回戦 岩船郡22—20三島郡 |
| 秋の公民館事業を次のとおり行ないます。多数参加ください。(一チーム九名) | |
| 十月二十六日 町民謡曲大会 | ○女子バスケットボール |
| 十一月三日 町民駅伝大会、町美術展、菊花展 | 二回戦 越路町55—26新津市 |
| 十一月九日 町民囲碁大会 | 二回戦 岩船郡22—20三島郡 |
| 秋の公民館事業を次のとおり行ないます。多数参加ください。(一チーム九名) | |
| 十月二十六日 町民謡曲大会 | ○女子バスケットボール |
| 十一月三日 町民駅伝大会、町美術展、菊花展 | 二回戦 越路町55—26新津市 |
| 十一月九日 町民囲碁大会 | 二回戦 岩船郡22—20三島郡 |
| 秋の公民館事業を次のとおり行ないます。多数参加ください。(一チーム九名) | |
| 十月二十六日 町民謡曲大会 | ○女子バスケットボール |
| 十一月三日 町民駅伝大会、町美術展、菊花展 | 二回戦 越路町55—26新津市 |
| 十一月九日 町民囲碁大会 | 二回戦 岩船郡22—20三島郡 |
| 秋の公民館事業を次のとおり行ないます。多数参加ください。(一チーム九名) | |
| 十月二十六日 町民謡曲大会 | ○女子バスケットボール |
| 十一月三日 町民駅伝大会、町美術展、菊花展 | 二回戦 越路町55—26新津市 |
| 十一月九日 町民囲碁大会 | 二回戦 岩船郡22—20三島郡 |
| 秋の公民館事業を次のとおり行ないます。多数参加ください。(一チーム九名) | |
| 十月二十六日 町 | |